

登録教習機関の登録事項変更の掲示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項において準用する法第 47 条の 2 の規定による法第 46 条第 4 項第 2 号の事項の変更の届出があったので、法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり掲示する。

記

登録教習機関の代表者の職氏名

変更前	代表者	伊藤 和寿
変更後	代表者	林 弘一郎

登録教習機関の名称

山口県立東部高等産業技術学校

登録教習機関の住所

山口県周南市瀬戸見町 15－1

変更する年月日

令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年 4 月 21 日

山 口 労 働 局 長